

城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 指定計画の概要

(1) 名称

城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区

(2) 所在地

三浦市

(3) 指定期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 指定目的

城ヶ島鳥獣保護区は、三浦市南端に存在する城ヶ島とその周辺 200m に位置している。

島周辺は海に囲まれており、植生は笹藪、照葉樹、松林などで構成されている。このような自然環境を反映して、オオミズナギドリ、ウミネコ、トビ、スズメ等の鳥類が生息している。

特に城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区の指定区域は、三浦市三崎町城ヶ島の南端に位置し、相模湾に面した高さ約 30m の断崖が存在し、ウミウの県内における主要な生息地となっている。

冬季にウミウが多く飛来し、海で魚類の捕食、断崖を休息場、ねぐらとして利用するなど、生息に特に適した環境を構成していることから、その生息環境そのものの保全を図っていく必要がある。

このため、当該区域は、城ヶ島鳥獣保護区域の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(5) 面積

約9ha

(6) 主な生息鳥獣

ウミウ、ウミネコ、ウグイス、ハクセキレイ、トビ、ツバメ、アオサギ、イソヒヨドリ、ホオジロ、スズメ、ハシブトガラス、ガビチョウの計12種（令和3年7月調査結果、城ヶ島鳥獣保護区全体）。

冬季にはウミウが生息。

2 利害関係人への意見照会の概要

実施機関：横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 みどり課

照会期間：令和4年2月1日から令和4年2月25日まで

照会結果：賛成3名、反対なし

3 縦覧の概要

縦覧期間：令和4年6月7日から令和4年6月20日まで

縦覧場所：自然環境保全課、各地域県政総合センター環境部、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、三浦市経済部農産課

縦覧結果：意見書提出なし

4 公聴会の開催について

鳥獣保護管理法第28条第4項に基づく縦覧の結果、同法同条第5項に定める意見書の提出はなかった。また事前に関係者へ意見照会を実施し、反対意見はなかったことから公聴会規則第2条第1項に基づく公聴会は開催しない。

5 今後のスケジュール

9月中 環境大臣へ届出

10月末 指定の告示

(参考)

※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第28条（鳥獣保護区）

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

※ 神奈川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

第2条 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第28条第4項に規定する指針案について異議がある旨の同条第5項の意見書の提出があつたとき、その他同条第1項の規定による鳥獣保護区の指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区

(2) 城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区の区域

城ヶ島鳥獣保護区のうち、城ヶ島三角点から方位 140 度 160 メートルの地点と同三角点から方位 123 度 680 メートルの地点との間の断崖肩部の線から海上方向 200 メートル以内の区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現行 : 平成 24 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日

新規（再指定）：令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日

（10 年間）

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

城ヶ島鳥獣保護区は、三浦市南端に存在する城ヶ島とその周辺 200m に位置している。

島周辺は海に囲まれており、植生は笹藪、照葉樹、松林などで構成されている。このような自然環境を反映して、オオミズナギドリ、ウミネコ、トビ、スズメ等の鳥類が生息している。

特に城ヶ島鳥獣保護区特別保護地区の指定区域は、三浦市三崎町城ヶ島の南端に位置し、相模湾に面した高さ約 30m の断崖が存在し、ウミウの県内における主要な生息地となっている。

冬季にウミウが多く飛来し、海で魚類の捕食、断崖を休息場、ねぐらとして利用するなど、生息に特に適した環境を構成していることから、その生息環境そのものの保全を図っていく必要がある。

このため、当該区域は、城ヶ島鳥獣保護区域の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理指針

- ア 地域の愛鳥家と連携し、定期的な情報収集に努め、必要により生息状況等の調査を行う。
- イ 野鳥の違法捕獲を防止するため、鳥獣保護員等による巡視等を実施する。
- ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、捕獲等の実績を十分に考慮して適切に対応する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積 約 9ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	ha
農耕地	ha
水面	7.8 ha
その他	1.2 ha

イ 所有者別内訳

国有地 1 ha

地方公共団体所有地	0.2ha	{	都道府県所有地	0.2ha
			市町村所有地	ha

私有地等 ha

公有水面 7.8 ha

ウ 他の関係法令による規制区域

文化財保護条例に基づく県指定天然記念物 約 9ha

4 再指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

三浦市三崎町城ヶ島、周辺海域の一部

イ 地形、地質等

城ヶ島の南端、相模灘に面した高さ約 30mの断崖

ウ 植物相の概要

植生は、ハマユウ、ハマナデシコ、ハマゴウ、イソギク等の海浜植物が自生

エ 動物相の概要

鳥の生息状況については、海鳥が中心となっている。

(2) 生息する鳥獣類

a 鳥類

ウミウ、ウミネコ、ウグイス、ハクセキレイ、トビ、ツバメ、アオサギ、イソヒヨドリ、ホオジロ、スズメ、ハシブトガラス、ガビチョウの計 12種（令

和3年7月調査結果、城ヶ島鳥獣保護区全体)

冬季にはウミウが生息。

b 哺乳類

確認せず。

(3) 当該地域における野生鳥獣による農林水産物の被害状況

特になし

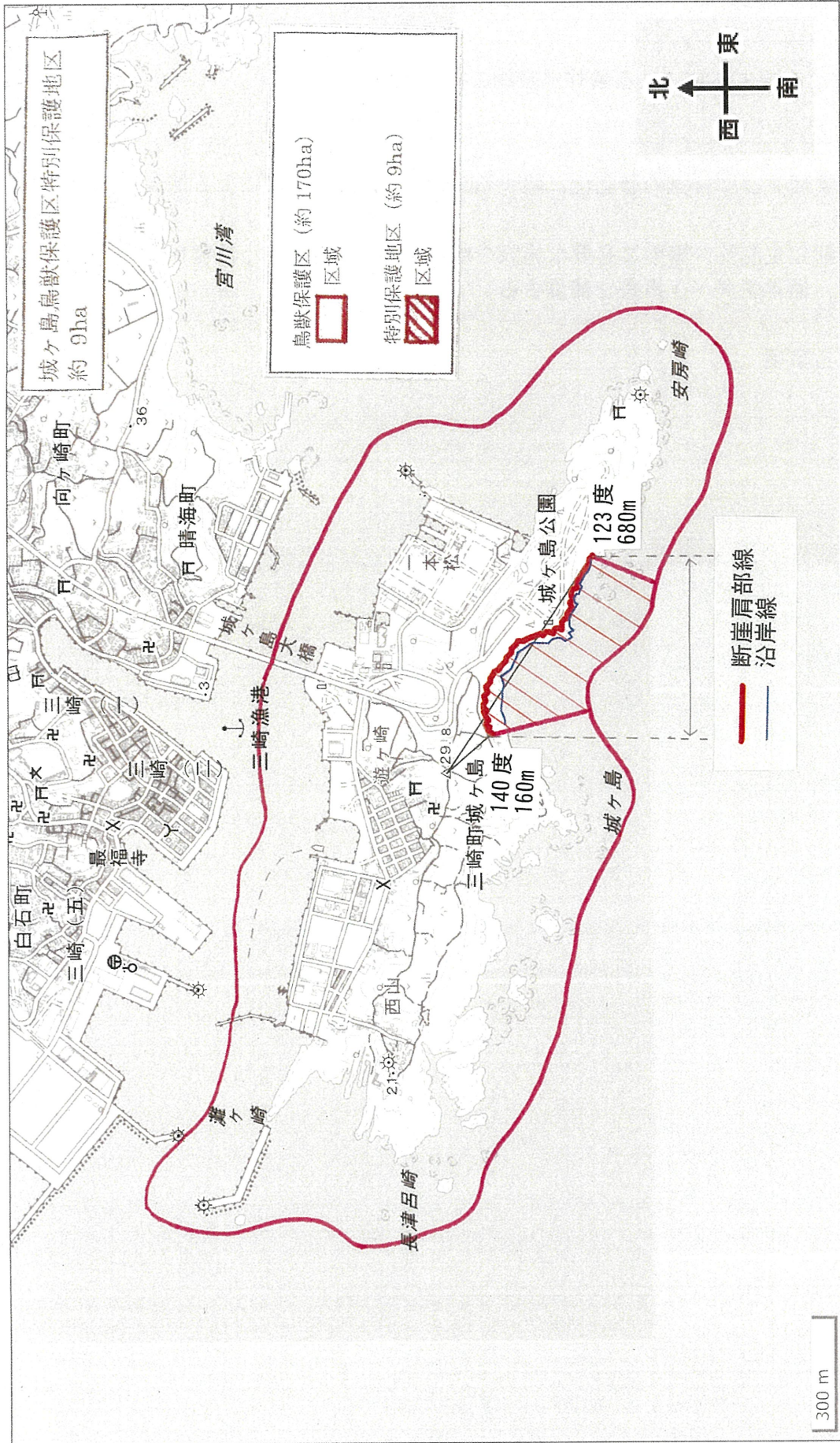
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

指定区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

案内板 1基

制札 1本



関係市町村・利害関係人 意見調書

鳥獣保護区名：城ヶ島鳥獣保護区

特別保護地区名：

(作成機関名：横須賀三浦地域県政総合センター)

市町村 部課名 利害関係人 職氏名	賛否 (○印)	理 由	その他要望事項
三浦市 市長 吉田 英男	(賛成)・反対		
三和漁業協同組合 代表理事組合長 池田 金太郎	(賛成)・反対		
一般社団法人 三浦市観光協会 会長 草川 晴夫	(賛成)・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		
	賛成・反対		

